

相続税の役割と 相続に対する人々の考え方 ——大日本帝国憲法下において——

小野塚久枝

1. はじめに

我国における相続税制度は百年の歴史を有する。しかしながら他の主要な税制度に較べ、理論的あるいは体系的に研究される機会が著しく少ない。一方、今日において資産形成は国民各層に進み、相続税は一部の階層のみにかかわる税ではなく、もはや大衆課税となりつつある。更にまた地価の高い首都圏においては、相続税に課せられた役割と相続人の基本的な生活権の間に問題が生じてきている状況にある。ここにおいてまず本論文では、相続税の創設期にさかのぼり、大日本帝国憲法の下において、相続税を誕生させた時代背景および財産相続に対する人々の考え方と相続税に課せられた役割を、主要な税制改革を中心に考察する。

2. 相続税の沿革年表（表 1）

明治 2 年	大蔵省設立	租税徴収権を中央に集中し、統一税制が一応確立した 地租改正条例が布告……これまで日本における納税形態は『田租』という年貢による納税を主体とし、一部『役』（えだち）という労務の提供による納税や銭による納税形態であったが、これにより地租はすべて『金納』となる 所得税法施行 租税法律主義が確立……（法 21 条）『日本臣民ハ法律ノ定メル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ
4 年	廃藩置県	
6 年		
20 年		
22 年	大日本帝国憲法が公布	

		有ス』
26年	日清戦争	
29年		登録税の創設
37年	日露戦争	非常特別措置法（時限立法）の成立…間接税の大増税 相続税法の成立…日露戦争のさなか増税政策により相続税が誕生 * 遺産税方式 * 家督相続と遺産相続の二本立て * 一定の人にたいし一定の財産を贈与したときは遺産相続を開始したものとみなして相続税を課す
38年		所得税の大増税
大正 3年	第一次世界大戦に参戦	
昭和 15年		法人税法の創設
16年	第二次世界大戦宣戦布告	間接税の大増税
17年		直接税の大増税，相続税率の引上げ
18年		間接税の増税
19年		直接税・間接税すべての増税
20年	敗 戦	
	マッカーサーによる間接統治	財産税の創設
21年	婦人に参政権 インフレ	
22年	日本国憲法公布	新民法施行により『家督相続』が廃止され，『遺産相続』のみの『課税の一本建て』となる贈与税が創設（贈与者課税）
24年	シャープ税制使節団来日	
25年		シャープ税制勧告書にもとずき 相続税の大改正……遺産取得税方式へ変更 贈与税の大改正……受贈者課税へ 配偶者控除制度等人的控除の導入 家督相続制度の廃止
26年	講和条約締結	
33年		課税上の不公平を除去するために， 相続税の大改正……法定相続分課税方式による遺産取得税制度を採用（現行制度に到る）。これ以降は，ほとんど相続税の軽減に関する改正および課税回避阻止のための改正である
48年	オイルショック	みなし法人課税制度の制定→世界に類を見

	狂乱物価	ない租税理論を越した租税特別措置法による制定である 「クロヨン（九・六・四）」あるいは「トウゴウサンピン（十・五・三・一）」という用語がマスコミによって使用され始め租税負担の不公平が問題となる
50年	過去最高の企業倒産数 第2次オイルショック	相続税の大幅減税（課税開始額の引上げ） （税率の緩和，最高税率の強化）
55年		配偶者の税負担軽減措置 寄与分制度の創設
58年 63年	地価の高騰	住宅取得資金に対する贈与税の特例の創設 配偶者に対する特別控除等各種控除額の拡大
平成 4年		課税開始額の引上げ 相続税率の引下げを行う

(参考文献 3, 5, 7, 9, 13, 15, その他より作成)

3. 相続税誕生の頃の時代背景

明治政府は地租改正条例の施行（明治6年）により、各藩ごとに行われている地租の制度を改め、租税徴収権を中央に集中した。これに伴い、我国の租税は年貢による納税形態すなわち物納から金銭納付制度へ移行する。

また、明治22年に公布された大日本帝国憲法の21条には「日本臣民ハ憲法ノ定メル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス」とうたわれ、課税単位が「村」から「個人」へと移る。

明治政府は先進国の制度を手本として近代国家体制づくりをめざした時期である。富国強兵の実施のためには既往の税源では不足であり、また明治後期においては軍費調達のために財源の拡大が求められた時代である。

4. 相続税の前身：登録税

我国における相続税の出発点は、税目として出発した明治33年(1905年)の相続税誕生以前にさかのぼると思われる。何故ならば、相続税は自然人の死亡によるその死亡者の遺産（あるいは、その遺産の無償取得）に対する課税である。ところがこれと同じことを課税ベースとする税が存在していたからである。これが登録税で

ある。

登録税は、日清戦争(明治29年、1896年)のいわゆる戦後経営の費用の捻出のために創設されたものである。これは資産・身分・特権事項・商事会社の登録・その他の登記事項のものを取得したときに公簿に登録する手数料(税)であり、その取得原因・資産の種類により税率が定められている税である。登録税の課税物件のうち不動産・船舶の所有権取得の登記で相続・贈与に因るものについては次のように課税されている。

取得原因	地所・建物の登記	船舶の登記
家督相続	時価相当額の0.5%	0.2%
遺産相続	1.0%	0.5%
贈与又は遺贈	2.0%	1.0%

(参考文献7より作成)

例えば家督相続によって土地・建物を取得した場合には、その登記時において時価の0.5%の税が課せられることとなったのである。ここに、相続・贈与に因る財産取得にたいする課税が登録税と言う名目で始まったと思われる。この登録税として課せられた相続税の特徴は上記表の通り、地所・建物・船舶の三種の不動産に対してであり、動産の相続には及んでいない。また税率は家督相続とそれ以外の相続とを異にしている。

当時の大蔵大臣で後の内閣総理大臣松方正義や主税局長等は数度におよんでフランスに渡り、フランスの大蔵大臣や財政学者等と交友している¹⁾。当時フランスの相続税に対する考え方は、遺産移転の行為に課税する税であって、課税をするとしても国の保証料程度に限定すべきであるという消極的な考えであった²⁾。ここに我国における相続税はフランス税法の影響を受け登録税として実質的にスタートしているといえるのではないだろうか。

5. 当時の欧米における相続税の状況

① フランス

伝統的に登録税の中に相続が併設されており、近年まで相続税としての独立税目を採用していなかった。今日では相続税を有し、遺産取得税を行っている。

② イギリス

近代相続税は1894年に遺産課税として始まる。この当時の状況は、動産・不動産共に課税対象になっており、その課税方式は遺産税と遺産取税の両方を採用し、取

得財産の種類によって課税方式を使い分けている。

③ ドイツ

ドイツ帝国の成立前、プロイセン・バイエルン・ザクセンは印紙税の形態で相続財産に課税をしていたが、帝国成立後の1906年に帝国の租税として相続税を創設、これに伴い相続課税部分の印紙税を廃止している。

④ アメリカ

この当時アメリカ（連邦政府）には相続税がない。導入は相続税が1916年・贈与税が1932年であり、ともに遺産課税としてスタートしている。

6. 相続税の創設…明治38年（1905年）

我が国における相続税は日露戦争の最中に、あわただしく独立税目として成立する。日露戦争の戦費約17億円（明治28年の日清戦争は約2億円）は、その82.5%を国（内外）債で調達したが、不足は既往の税源³⁾にたいし非常特別税法を立法化して増税を行った。しかし軍費の必要性は更に増大し、既往の増税財源にとらわれない新たな財源の検討が要請され、ここに新税として相続税が誕生したのである。その成立は戦下の立法の常として、十分な準備をし審議を尽くしたとは言いがたい状況での成立である。相続税法案の国会通過までの状況は次ぎのようである。

・明治37年10月21日、政府が相続税制定に関する法案を議会に提出する旨の新聞報道がなされる。

・明治37年11月28日、第21回帝国議会を招集し相続税法案要領を発表する。登録税との2重課税の問題も議論⁴⁾⁵⁾されたが、このときの審議の中心は、新税の必要性は尊重するが相続税制度と我国固有の家族制度とのかかわりにおける議論であった。すなわち相続税は家族制度の維持⁶⁾に反しないか、との点である。

・明治37年12月18日、衆議院を修正可決で通過する。その修正とは「非常特別税法施行中に限るものとする。」を追加する修正をしている。また「相続税というものは、我国におきましては初めて出来ました法案でございます。故に、この法案を見ますればその内容のいかんによりまして、ずいぶん我国の制度・習慣にも関する案であろうと思います。これを永久に実行することとなると、よほど慎重に真偽を遂げなければならぬ事と…」⁷⁾との意見が出されているものの、

・同年12月28日、「この非常時の際には一日も早く法案を成立させる必要がある。」として修正案のまま貴族院を可決させている。

・翌38年1月1日公布し、同年4月1日相続税施行に至っている。

創設当時の課税の根拠は、偶然所得による租税負担能力の増大に対し課税するというものであった⁸⁾。我国の相続税の課税根拠に富の再分配の考えが強く入ってき

たのは戦後のことである。

7. 相続税を永久税法とする。

日露戦争終了後から大正初年にかけて税制の調整が行われた。相続税に関しては、ちょうど平成元年の消費税の存廃見直し論争と同様にその存廃が論争されている。主として家族制度との関係から相続税廃止論がおこっている。国会においては「家督相続は、我国固有の習慣であり民法⁹⁾も家族主義によって編み立てられている。こういう国において家督相続に税を課するということは、租税は国風までも犠牲にしてよろしいというお考えか」¹⁰⁾という議論がなされてる。政府は相続税が家族制度の維持に反する点があることを認め、また特に中産階層および農家への課税の実態等を考慮して、家督相続に対し1/2減税を実施することとし、相続税を永久税法とした。すなわち家督相続優遇制度は相続税の存続をかけた減税であったのである。このようにして相続税が定着するとそれ以後は、(関東大震災の発生した大正12年～昭和初年までの間を除き)増税の歴史を歩んで行く。

その後、課税体系におよぶような基本的な改正が行われるのは第2次世界大戦終了後の昭和22年以降のことである。

○ 創設当時の相続税制度とその特徴

…… (税制調整後の大正初年の状況)

イ 遺産税

我国の相続税は遺産税¹¹⁾としてスタートした。

ロ 登録税は廃止せず相続・遺贈に関するものの税率を下げた。

ハ 家族制度の存続のために家督相続と遺産相続とを区分し、家督相続に対する課税を軽くした。

ニ 被相続人と相続人との続柄の親疎関係により税率を異にした。

ホ 我国の税制において、最初に超過累進税率を採用した。

ヘ 贈与税はなく、したがって贈与に対する課税は行われていない³⁾。

8. 増税の歩み

大正初年に相続税が永久税法として定着後の『増税』の歩みを、第2次世界大戦終了時まで税率表を通して概観する。

1) 大正3年の改正 (大正4年4月1日より施行) (表2)

明治末から大正初年にかけての税制調整期以後も、中産階級に対する税負担は重く、特に我国の家族制度の特質から見て家督相続の場合の負担を軽減する必要があった。

表2 大正3年の税率表 (参考文献7 110 ページ引用)

家 督 相 続			
課 税 価 格	税		率
	相続人カ被相続人ノ家族タル直系卑属ナルトキ	相続人カ被相続人ノ指定シタル者, 民法第982条ニ依リ選定セラレタル者, 被相続人ノ家族タル直系尊属又ハ入夫ナルトキ	相続人カ民法第985条ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ
5千円以下ノ金額	1,000分ノ5	1,000分ノ6	1,000分ノ8
5千円ヲ超ユル金額	1,000分ノ6	1,000分ノ7	1,000分ノ10
1万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ7	1,000分ノ8	1,000分ノ12
2万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ8	1,000分ノ10	1,000分ノ14
3万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ10	1,000分ノ12	1,000分ノ17
4万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ12	1,000分ノ14	1,000分ノ20
5万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ14	1,000分ノ17	1,000分ノ25
7万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ17	1,000分ノ20	1,000分ノ30
10万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ20	1,000分ノ25	1,000分ノ35
15万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ25	1,000分ノ30	1,000分ノ40
20万円ヲ超ユル金額 ハ其ノ10万円毎ニ (100万円ニ至テ止ム)	1,000分ノ5ヲ加フ	1,000分ノ5ヲ加フ	1,000分ノ5ヲ加フ

遺 産 相 続			
課 税 価 格	税		率
	相続人カ直系卑属ナルトキ	相続人カ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	相続人カ其ノ他ノ者ナルトキ
千円以下ノ金額	1,000分ノ10	1,000分ノ12	1,000分ノ17
千円ヲ超ユル金額	1,000分ノ12	1,000分ノ14	1,000分ノ20
5千円ヲ超ユル金額	1,000分ノ14	1,000分ノ17	1,000分ノ25
1万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ17	1,000分ノ20	1,000分ノ30
2万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ20	1,000分ノ25	1,000分ノ35
3万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ25	1,000分ノ30	1,000分ノ40
4万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ30	1,000分ノ35	1,000分ノ45
5万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ35	1,000分ノ40	1,000分ノ50
7万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ40	1,000分ノ45	1,000分ノ55
10万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ45	1,000分ノ50	1,000分ノ60
15万円ヲ超ユル金額	1,000分ノ50	1,000分ノ55	1,000分ノ65
20万円ヲ超ユル金額 ハ其ノ10万円毎ニ (100万円ニ至テ止ム)	1,000分ノ5ヲ加フ	1,000分ノ5ヲ加フ	1,000分ノ5ヲ加フ

表3 昭和13年の税率表 (参考文献7 116 ページ引用)

家 督 相 続				遺 産 相 続			
課 税 価 格	相続人が被相続人の家族たる直系卑属であるとき	相続人が被相続人の指定した者, 民法第982条によつて選定された者, 被相続人の家族たる直系尊属又は入夫であるとき	相続人が民法第985条よつて選定された者であるとき	課 税 価 格	相続人が直系卑属であるとき	相続人が配偶者又は直系尊属であるとき	相続人がその他の者であるとき
5,000円以下の金額	千分率 6%	千分率 7%	千分率 10%	1,000円以下の金額	千分率 12%	千分率 14%	千分率 20%
5,000円を超える金額	7	9	12	1,000円を超える金額	14	17	25
1万円 //	9	12	15	5,000円 //	17	23	35
2万円 //	12	15	25	1万円 //	23	30	50
3万円 //	15	25	40	2万円 //	30	45	70
4万円 //	25	35	60	3万円 //	45	60	90
5万円 //	35	50	80	4万円 //	60	80	110
7万円 //	50	65	100	5万円 //	80	100	130
10万円 //	65	80	120	7万円 //	100	120	150
15万円 //	80	100	140	10万円 //	120	140	170
20万円 //	100	120	160	15万円 //	140	160	190
30万円 //	120	140	180	20万円 //	160	180	210
40万円 //	140	160	200	30万円 //	180	200	230
50万円 //	160	180	220	40万円 //	200	220	250
70万円 //	180	200	240	50万円 //	230	250	280
100万円 //	200	220	260	70万円 //	260	280	310
200万円 //	220	240	280	100万円 //	290	310	340
300万円 //	240	260	300	200万円 //	320	340	370
500万円 //	260	280	320	300万円 //	350	370	400
				500万円 //	380	400	430

そこで、税率の軽減と、家督相続の免税点の引き上げを実施する。

主な改正点は次の点¹²⁾である。

- ① 家督相続の場合に限り、従来の課税最低限 1,000 円を引上げて 2,000 円とする。
 - ② 家督相続の場合に限り、課税価税価格が 3,000 円以下のときは 1000 円、5,000 円以下のときは 500 円を課税価格より控除してこれに課税する。
 - ③ 家督相続および遺産相続共に税率を軽減する。
- なお改正後の税率表は、表 2 である。

2) 昭和 12 年の改正 (昭和 13 年 4 月 1 日より施行) (表 3)

日華事変 (日中戦争) が昭和 12 年におこり、国家財政需要の増大は相続税に巨額の増税をもたらすことになる。

このときの相続税の改正は、臨時租税増徴法の改正および相続税法の大幅な全面改正である。

主な改正点は次の点¹³⁾である。

- ① 被相続人が本法施行地に住所を有するときは、相続財産の全部に対し相続税を課する。
- ② 被相続人が本法施行地に住所を有するときは、相続税を課すべき相続財産の価額に相続開始前 1 年以内に被相続人がなした贈与の価額を加え、そこから一定の金額を控除したものをもって課税価格とする。
- ③ 税率を増徴する。

改正後の税率表は、表 3 である。

3) 昭和 17 年の改正 (4 月 1 日施行) (表 4)

昭和 16 年に第 2 次世界大戦が始まる。この戦費調達のために大增税が行われる。大戦に突入して最初 (昭和 16 年) に実施された増税は既往の間接税の全面的な引上げである。

昭和 17 年には直接税を中心とした増税が行われる。また新税 (間接税) も創設される。

昭和 18 年には、税収を図る目的のほか、購買力を吸収する目的により間接税の増税を行い、必需品でない商品やサービスはすべて課税の対象となった。このように増税につぐ増税は昭和 20 年の財戦まで続く。

その後、マッカーサーによる連合国軍のインセンティブの下に、日本の税制が日本国民に大きな衝撃を与えるに充る根本的大改革¹⁴⁾ がなされて行く。

その改革方針は、「不当な富の集中蓄積を阻止し、併せて国庫に寄与せしめるため」¹⁴⁾ に相続税を課す、ためである。

表4 昭和17年の税率表（参考文献7 130ページ引用）

家 督 相 続				遺 産 相 続			
課 税 価 格	相続人が被相続人の家族たる直系卑属であるとき	相続人が被相続人の指定した者、民法第982条によつて選定された者、被相続人の家族たる直系尊属又は入夫であるとき	相続人が民法第985条よつて選定された者であるとき	課 税 価 格	相続人が直系卑属であるとき	相続人が配偶者又は直系尊属であるとき	相続人がその他の者であるとき
	千分率	千分率	千分率		千分率	千分率	千分率
1万円以下の金額	12%	24%	36%	5,000円以下の金額	24%	36%	48%
1万円を超える金額	18	24	36	5,000円を超える金額	36	48	72
				1万円 //	48	60	96
2万円 //	24	36	50	2万円 //	60	85	120
3万円 //	30	50	70	3万円 //	75	110	145
4万円 //	40	65	95	4万円 //	95	135	170
5万円 //	60	85	120	5万円 //	120	160	195
7万円 //	85	105	150	7万円 //	145	185	220
10万円 //	110	130	185	10万円 //	180	220	250
15万円 //	135	155	220	15万円 //	215	255	285
20万円 //	160	180	255	20万円 //	250	290	320
30万円 //	185	205	290	30万円 //	285	325	355
40万円 //	210	230	325	40万円 //	320	360	390
50万円 //	240	265	360	50万円 //	360	400	430
70万円 //	270	300	395	70万円 //	400	440	470
100万円 //	300	335	430	100万円 //	440	480	510
200万円 //	330	370	465	200万円 //	490	530	560
300万円 //	360	410	500	300万円 //	540	580	610
500万円 //	400	450	540	500万円 //	590	630	660

表5 昭和22年の税率表（参考文献7 132ページ引用）

家 督 相 続				遺 産 相 続			
課 税 価 格	相続人が被相続人の家族たる直系卑属であるとき	相続人が被相続人の指定した者、民法第982条によつて選定された者、被相続人の家族たる直系尊属又は入夫であるとき	相続人が民法第985条よつて選定された者であるとき	課 税 価 格	相続人が直系卑属であるとき	相続人が配偶者又は直系尊属であるとき	相続人がその他の者であるとき
	千分率	千分率	千分率		千分率	千分率	千分率
				5,000円以下の金額	26%	40%	55%
2万円以下の金額	15%	25%	35%	5,000円を超える金額	40	55	85
2万円を超える金額	25	35	55	1万円 //	55	70	115
3万円 //	35	55	80	2万円 //	70	100	145
4万円 //	50	75	110	3万円 //	90	130	175
5万円 //	75	100	140	4万円 //	115	160	205
7万円 //	105	130	180	5万円 //	145	190	235
10万円 //	135	160	220	7万円 //	180	225	265
15万円 //	165	190	260	10万円 //	220	265	300
20万円 //	195	225	300	15万円 //	260	305	340
30万円 //	230	260	340	20万円 //	300	345	380
40万円 //	265	300	380	30万円 //	340	385	420
50万円 //	300	340	420	40万円 //	390	430	465
70万円 //	335	380	460	50万円 //	440	480	510
100万円 //	370	420	500	70万円 //	490	530	560
200万円 //	405	460	530	100万円 //	540	580	610
300万円 //	440	495	560	200万円 //	580	630	660
500万円 //	475	530	590	300万円 //	620	670	710
1,000万円 //	510	565	620	500万円 //	660	710	760
2,000万円 //	550	600	650	1,000万円 //	700	750	800

9. 結び

我国の資本移転税は登録税の中において、相続または遺贈により取得した不動産（地所、建物、船舶）に対し、公簿への登記時に課せられたことに始まるといえよう。この登録税は明治29年（1896年）に日清戦争（明治27～28年）の戦後経営費の捻出のために創設されたものである。

その後、日露戦争の最中に（明治33年）に、相続税という独立税目が誕生した。日露戦争の軍費捻出のための新税の誕生である。戦時立法の常ではあるが、十分な審議をへないままあわただしく非常特別税法として成立している。

その後大正初年にかけての税制調整期において、旧民法に定められている家族制度との関係から「相続税の存廃の議論」があがる。このとき家督相続にたいし特別優遇措置を実施するとともに相続税法は永久税法として定着する。

それ以降第2次世界大戦終結まで（大正時代の一時期を除き）増税の歴史を歩む。

課税体系に基本的改正がなされるのは終戦後、連合軍による間接統治下でのことである。我国の資本移転税はかようにして戦争により創設され、戦争により増税される歴史を展開をしており、一方、家長を中心とする家族制度の下で家督相続者への税制上の優遇を貫いていた。戦後、シャープ勧告による「公正な税制」の下で、家督相続は廃止となり（表6）、また人々の「家族」に対する考え方や生活形態も変化して行った。

表6 昭和25年の税率表（参考文献7 187ページ引用）

20万円以下	25%
20万円超	30
50万円〃	35
100万円〃	40
150万円〃	45
200万円〃	50
300万円〃	55
400万円〃	60
500万円〃	65
700万円〃	70
1,000万円〃	75
1,500万円〃	80
2,500万円〃	85
5,000万円〃	90

表7 平成 4年の税率表（相続税法令通達集より）

各取得分の金額	率 (%)	各取得分の金額	率 (%)
4,000千円以下	10	100,000千円以下	45
8,000 //	15	150,000 //	50
14,000 //	20	200,000 //	55
23,000 //	25	250,000 //	60
35,000 //	30	500,000 //	65
50,000 //	35	500,000千円超	70
70,000 //	40		

平成時代の今日(表7)、相続税支払いのための長年住んでいた土地を売却転居せざるおえない現象がおきている。

注

- 1) 徳富威一郎編『伯爵松方正義伝』乾巻 702 ページ，参考文献7の126ページ引用
- 2) 参考文献7，125 ページ
- 3) 地租・営業権・所得税・酒税・醬油税・砂糖消費税・鉱業税・取引所税・関税等である。
- 4) 「登録税法は，相続による所有権の取得に対しては他の原因による所有権の取得に対するよりも税率を低からしめたるをって，我国においては従来相続をもって課税の目的となすよりは，むしろその課税を避くるの主義を採りたるものというべし。」大蔵省主税局員稲葉敏『相続税法義解』明治39年1-2ページ
- 5) 「…課税の基礎は各人の資力に在ること吾人の一般に承認することにして相続により財産を取得するものは偶然の事実により経済上における地位権限を増進するものなり。新たに租税負担の能力を増加すべきは明白の事理なりとす。これに対し適当なる課税をなすはむしろ租税本来の性質に適合するものにして極めて至当の事なり。…」稲葉敏『相続税法義解』1-2ページ
- 6) 明治31年11月16日施行の旧民法においては，戸主の相続である家督相続と，その他家族の相続である遺産相続に区別している。
- 7) 「第31回帝国議会衆議院相続税法中改正法律案委員会議録」大正3年2月24日，花井卓蔵質問
- 8) 贈与に対する課税は昭和22年まで行われなかった。ただし，相続税の回避のための贈与を防止するために一定の人間の間(推定家督相続人への贈与，推定遺産相続人への贈与，本家から分家への贈与)における財産の贈与についてのみ遺産相続を開始したとみなしてその財産の価格として相続税を課した。
- 9) 6)参照
- 10) 7)参照

- 11) 相続税の課税形態は、その課税ベースを遺産に置くか、取得財産に置くかによって大きく2つの形態に分けられる。前者を遺産課税、後者を遺産取得課税と言う。
- 12) 参考文献7, 109 ページ引用
- 13) 参考文献7, 127 ページ引用
- 14) Ministry of Finance, *The Shoup Mission : Report on Japanese Taxation*, Vol. II, pp. 143.
- 15) 昭和21年, GHQは相続税制度に対する根本的改革「日本の相続税及び贈与税に対する原則と勧告」を提出, これがいわゆるシャベル勧告である。おってシャウブ勧告をだす。

参考文献

- 1 稲葉敏『相続税法議解』自治館 明治39年
- 2 岩崎政明「税制の抜本的改革—相続税制改革の必要性—」『税経通信』税務経理協会 第40巻 第548号 昭和33年 147-153 ページ
- 3 泉美之松・平田敬一郎・中佐市共著『昭和財政の回顧と展望』上巻 下巻 大蔵財務協会 昭和54年
- 4 石田八郎『民法, 相続税法の比較研究』税務経理協会 昭和57年
- 5 大蔵省財政史室編『昭和財政史』東洋経済新報社 第7巻 第8巻 昭和52年
- 6 大蔵省主税局総務課監修『税制改革のポイント』財経詳報社 昭和61年
- 7 大村巍『相続税の誕生』(税務大学校論叢9) 税務大学校 昭和50年 107-243 ページ
- 8 吉良 実「政府税調答申を読んで 内包する問題を探る—相続税関係」『税理』ぎょうせい 第31巻 第8号 昭和63年 20-25 ページ
- 9 武田昌監修『DHC コメンタール相続税法』第一法規出版 昭和56年
- 10 名東孝二・宮本誠二『税=生活者の税制を考える』日本評論社 昭和53年
- 11 日本租研究協会『租税改革の基本方針—税制研究会報告—』昭和36年
- 12 野口悠紀雄著『税制改革の構想』東洋経済社
- 13 林健久・貝塚啓明編『日本の財政』東京大学産業経済研究叢書 東京大学出版会 昭和48年
- 14 福田幸弘『税制改革の視点』税務経理協会 昭和60年
- 15 北条恒一『日本古代税制史の研究』白鳳社 昭和61年